



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1327	随意契約の相手方の決定	(情報基盤課).....	1
1328	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	2
1329	〃	( 〃 ).....	2
1330	〃	( 〃 ).....	3
1331	〃	( 〃 ).....	3
1332	〃	( 〃 ).....	3
1333	〃	( 〃 ).....	4
1334	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	4
1335	〃	( 〃 ).....	4
1336	〃	( 〃 ).....	5
1337	〃	( 〃 ).....	5
1338	公共測量の終了	(技術調査課).....	5
1339	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1340	〃	( 〃 ).....	6
1341	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
1342	〃	( 〃 ).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第1327号

シンクライアントシステムサーバ用メモリ売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 随意契約に係る物品の名称及び数量  
シンクライアントシステムサーバ用メモリ 160本
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年10月25日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NTT西日本・NTTファイナンス・FNETS第四期統合利用・セキュリティ基盤に係るコンソーシアム  
(代表者) 西日本電信電話株式会社  
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

(構成員) NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目2番70号

(構成員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

5 随意契約に係る契約金額

55,066,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,006,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約とする。

和歌山県告示第1328号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸本周平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1329号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸本周平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1330号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1331号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1332号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1333号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1334号

令和5年和歌山県告示第989号(以下「告示第989号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

鈴間修三

伊勢静夫

森本林之助

久保建治

石本傳十郎

小藪森之助

森本弘一郎

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第989号のとおり

#### 和歌山県告示第1335号

令和5年和歌山県告示第1175号(以下「告示第1175号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方  
森本林之助  
伊勢静夫  
久保建治
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1175号のとおり

---

**和歌山県告示第1336号**

令和5年和歌山県告示第1185号(以下「告示第1185号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方  
森本弘一郎
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1185号のとおり

---

**和歌山県告示第1337号**

令和5年和歌山県告示第1186号(以下「告示第1186号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方  
温井さとゑ  
井谷信夫  
池田明嗣  
上田正治  
北林きよゑ  
北林常松
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1186号のとおり

---

**和歌山県告示第1338号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近

畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(現地測量、路線測量)
- 2 作業期間 令和5年6月21日から同年9月6日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市吉礼及び井戸地内

**和歌山県告示第1339号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市直川字乙貝558番1地先から同市直川字西端4番1地先まで	旧	7.70 } 14.70	795.80	

**和歌山県告示第1340号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有功天王線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字西加納田239番1地先から同市六十谷字野上86番3地先まで	旧	7.92 } 21.85	848.15	

**和歌山県告示第1341号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3652	田辺市上秋津字平野代1935番1の一部、1939番1の一部、1940番9、里道	田辺市中芳養186番地の1 株式会社山本建設 代表取締役 山本良次	令和 5.11.10	5.00	70.93
------	---	---	---------------	------	-------

## 和歌山県告示第1342号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸 本周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3654	西牟婁郡上富田町生馬字両新田585番1の一部	田辺市中万呂610番地の50 和歌山商事不動産部 磯崎正博	令和 5.11.10	6.00	48.08